

## 米国向け九州産（福岡県、佐賀県、長崎県及び熊本県）うんしゅうみかんの輸出植物検疫条件の概要

### 1 ミカンバエを対象とした検疫措置

#### （１）生産園地の登録

生産者は、植物防疫所に生産園地を登録するための申請を行う。

#### （２）生産園地及びその周囲のミカンバエに対するモニタリング調査

- ① 実施期間は、６月１日から10月31日であること。
- ② タンパク質加水分解物を誘引剤としたガロントラップを使用すること。
- ③ トラップ設置密度は、4㎦当たり1個とし、生産園地及びその周囲に設置すること。
- ④ ２週間ごとにトラップを点検し、誘引剤は2週間ごとに交換すること。

#### （３）生産園地でのミカンバエに対する生果実調査

- ① 実施期間は、９月１日から10月31日であること。
- ② 調査間隔は、2週間に１回とすること。

### 2 その他の検疫措置

#### （１）園地における薬剤散布

準備された防除暦に基づく病害虫防除と栽培管理を行うこと。

#### （２）果実の表面殺菌

植物防疫所により登録されたこん包施設においてカンキツかいよう病に対する表面殺菌がなされたものであること。

#### （３）輸出検査

- ① こん包施設内で植物防疫所はロットごとに3%（小数点以下切り上げとし、最低2箱）の箱を抽出し、箱内の全量を検査する。
- ② ミカンバエの寄生果が見つかった場合、当該生産園地の登録を取り消すとともに、その生産園地が所在する県からのその年の果実は、輸出が認められない。

### 3 仕向地ごとの検疫措置（概要）

| 仕向地                                           | 本州産・四国産                                                                                                                  | 九州産<br>(福岡県、佐賀県、長崎県及び熊本県)                                                                                                                                      |
|-----------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| かんきつ商業生産州(アリゾナ、カリフォルニア、フロリダ、ハワイ、ルイジアナ及びテキサス州) | <ul style="list-style-type: none"> <li>・園地における薬剤散布</li> <li>・果実の表面殺菌</li> <li>・輸出検査<br/>(米国到着後、米国による臭化メチルくん蒸)</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・園地における薬剤散布</li> <li>・果実の表面殺菌</li> <li>・輸出検査</li> <li>・園地及びその周囲におけるモニタリング調査及び生果実調査<br/>(米国到着後、米国による臭化メチルくん蒸)</li> </ul> |
| かんきつ商業生産州以外の44州                               | <ul style="list-style-type: none"> <li>・園地における薬剤散布</li> <li>・果実の表面殺菌</li> <li>・輸出検査</li> </ul>                           | <ul style="list-style-type: none"> <li>・園地における薬剤散布</li> <li>・果実の表面殺菌</li> <li>・輸出検査</li> <li>・園地及びその周囲におけるモニタリング調査及び生果実調査</li> </ul>                           |

注１：アメリカ領サモア、北マリアナ諸島、プエルトリコ及び米領バージン諸島を除く。

注２：九州産（大分県、宮崎県及び鹿児島県）については、条件設定がなく、事実上、輸出不可。

## ミカンバエについて

学 名 : *Bactrocera tsuneonis* Miyake

英 名 : Japanese orange fly

分 布 : 日本（一部地域）、台湾等

寄主植物 : かんきつ類の生果実

生 態 : 雌成虫は、産卵管を除いて体長約 10mm で、ミカンコミバエなどと異なり年 1 回発生する。成虫は 6 月～ 8 月に羽化し、 7 月下旬から若いカンキツ果実内に産卵する。ふ化した幼虫は果実内を食害する。



ミカンバエ成虫



果実に食入した幼虫

## ミカンバエに対するモニタリング調査について

### 1 ガロントラップ

プラスチック製の容器（高さ 18cm、蓋直径 23cm、底面直径 17cm で、直径 3cm の計 8 つの孔が高さ 13cm の側面に存在）。



### 2 タンパク加水分解物

ミカンバエ等のミバエ類を誘引し、ビール酵母エキ스가主成分である。（例：プロテイン 20E ㊞）



ガロントラップ内に入れる。